

# おむつ等支援事業について

在宅で常時おむつ等を使用している人を対象に、おむつ等に要する経費の一部を補助します。

## ●対象者

以下をすべて満たす方

- 要介護3・4・5
- 四日市市に住所を有し、住民税が非課税である
- 常におむつを必要としている
- 生活保護を受給していない
- 入院や施設等へ入所していない
- サービス付き高齢者向け住宅等に入居していない



## ●支給金額

以下の上限額と実額のいずれか少ない額

住民税非課税世帯の場合：6,500円

住民税課税世帯の場合：5,000円

\*おむつ等引換券は1枚500円ですので、500円未満の端数は支給対象になりません

\*500円に満たない金額分のお支払いには、ご使用いただくことができません

## ●使える品目

①介護用おむつ（紙おむつ、布おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド）

②お尻ふき ③介護用手袋 ④介護用防水シート

⑤ ①～④の配送にかかる費用

\*これら以外にはお使いいただけません（使用できない例：口腔ケア用品）

## ●使える場所

おむつ等引換券の取扱店として市に登録のある、薬局やドラッグストアなど

\*申請後、初回のおむつ等引換券をお送りする際に、取扱店の一覧を同封します

## ●手続きの仕方

(1)「四日市市高齢者おむつ等支援申請書」（市HPからダウンロードできます）に記入

(2)担当のケアマネジャーの確認を受けて、高齢福祉課へご提出ください

(3)高齢福祉課で審査を行った後、申請の翌月分から郵送で支給します

\*入院、入所された場合は、すみやかに下記お問い合わせ先までお申し出ください。

【お問い合わせ先】四日市市 高齢福祉課企画係

TEL：059-354-8455

FAX：059-354-8280